改正後				
石垣空港	石垣空港出張所	飛行場管制業務	石垣タワー	8時から21時まで
	（略）			

改正前				
新石垣空港	新石垣空港出張所	飛行場管制業務	石垣タワー	8時から21時まで
	（略）			

（航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部改正）

第三条　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

3　ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	ロースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
（略）											
石垣ＩＬＳ	上欄に同じ	石垣空港内	ローカライザー	110.75	10	40°	ＩＩＧ	8時から21時まで	平成25年3月7日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	330.054 330.046	2 0.2						
			ＤＭＥ	1,131	100						

改正前

3　ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	ロースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
（略）											
新石垣ＩＬＳ	上欄に同じ	新石垣空港内	ローカライザー	110.75	10	40°	ＩＩＧ	8時から21時まで	平成25年3月7日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	330.054 330.046	2 0.2						
			ＤＭＥ	1,131	100						

（航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示の一部改正）

第四条　航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

航空交通管制圏の名称	適用時間
（略）	
石垣管制圏	8時から21時まで

改正前

航空交通管制圏の名称	適用時間
（略）	
新石垣管制圏	8時から21時まで

附　則

この告示は、令和七年八月七日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十三号

新石垣空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十日

国土交通大臣　中野　洋昌